

## 参考資料

1. 新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱
2. 新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿
3. 策定の経緯
4. 新鵜沼駅周辺地区のバリアフリーの取り組み状況
5. 用語の説明

# 1. 新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

(平成26年8月18日決裁)

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関し必要な事項を協議するため、新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新那加駅周辺における公共空間に関する事項
- (2) 新那加駅周辺における公共交通機関を利用した移動等の円滑化に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関し必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 福祉関係機関の職員
- (4) 障がい者団体の代表者
- (5) 高齢者団体の代表者
- (6) 地元自治会長
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想策定の日までとする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

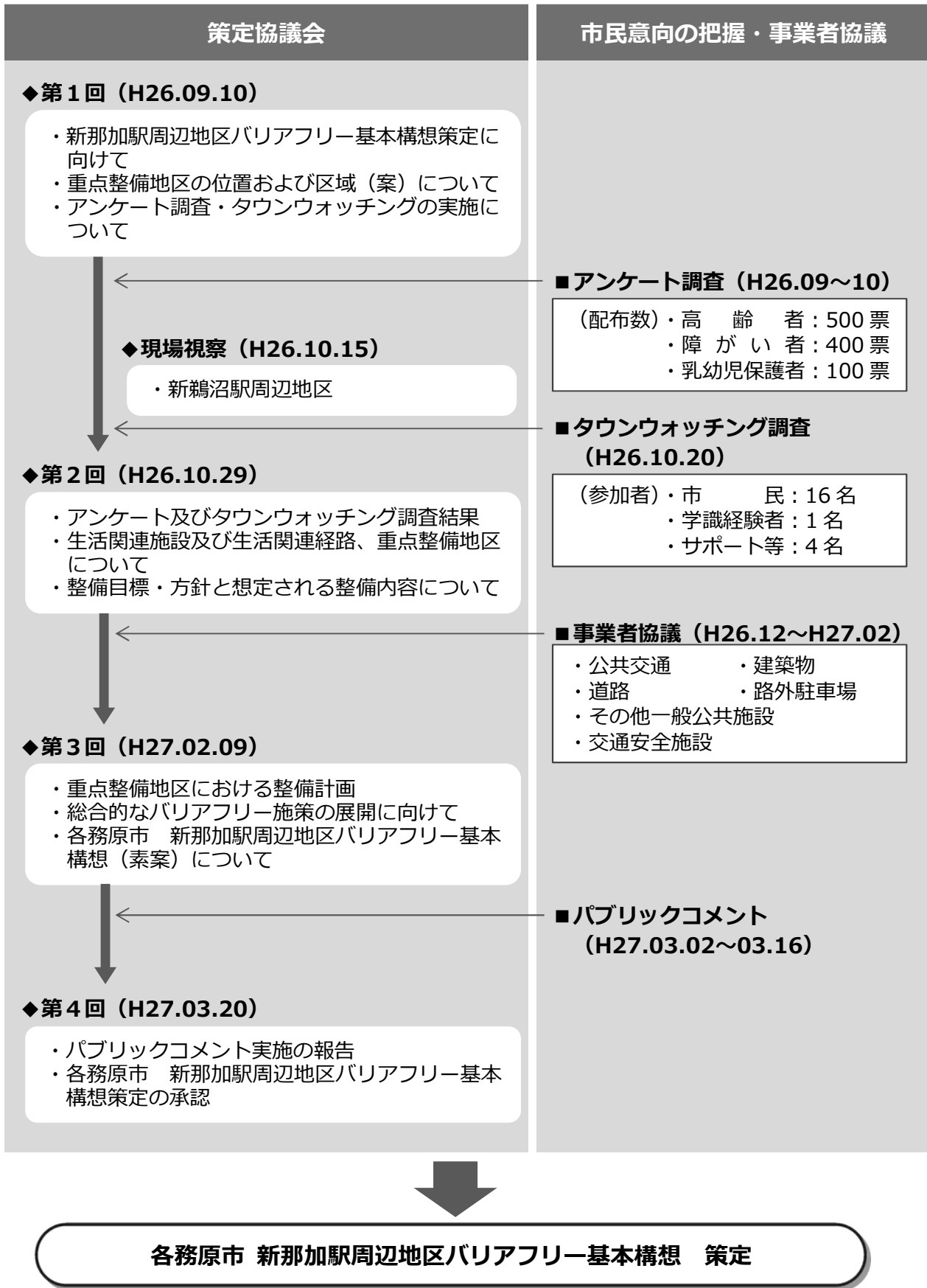
## 2. 新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

	分野	所属	氏名	備考
1	学識経験者	中部大学工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦	委員長
2	公共交通事業者	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部土木部建設課課長	森 正樹	
3	公共交通事業者	NPO 法人福祉サポートセンター かかみがはら	長縄 和子	
4	公共交通事業者	各務原市産業活力部商工振興課長	前田 直宏	
5	福祉関係機関の職員	社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会	田中 新樹	
6	障がい者団体の代表者	各務原市身体障害者福祉協会 那加地区支部長	馬場 忠久	
7	高齢者団体の代表者	各務原市シニアクラブ連合会 会長	尾関 克明	
8	地元自治会長	太平町2丁目 自治会長	林 和次	
9	地元自治会長	本町 自治会長	太田 進康	
10	関係行政機関の職員	各務原警察署 交通課長	加藤 仁彦	
11	市職員	各務原市 都市建設部 次長 兼道路課長	村瀬 普	道路管理者
12	市職員	各務原市 都市建設部 管理課長	山田 保	道路管理者
13	市職員	各務原市 都市建設部 建築指導課長	古川 昇	公共施設 管理者
14	市職員	各務原市 健康福祉部 社会福祉課長	牛田 良二	福祉関係

### <アドバイザー>

	団体名・役職名	氏名	備考
1	国土交通省 中部運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課 交通バリアフリー対策係長	杉田 鉄平	第1回策定 委員会
2	国土交通省 中部運輸局 岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整）	棚橋 秀幸	
3	岐阜県 都市建築部 公共交通課長	松田 勲	第1回策定 委員会
4	岐阜県 都市建築部 公共交通課長	国島 英樹	第2回策定 委員会以降

### 3. 策定の経緯

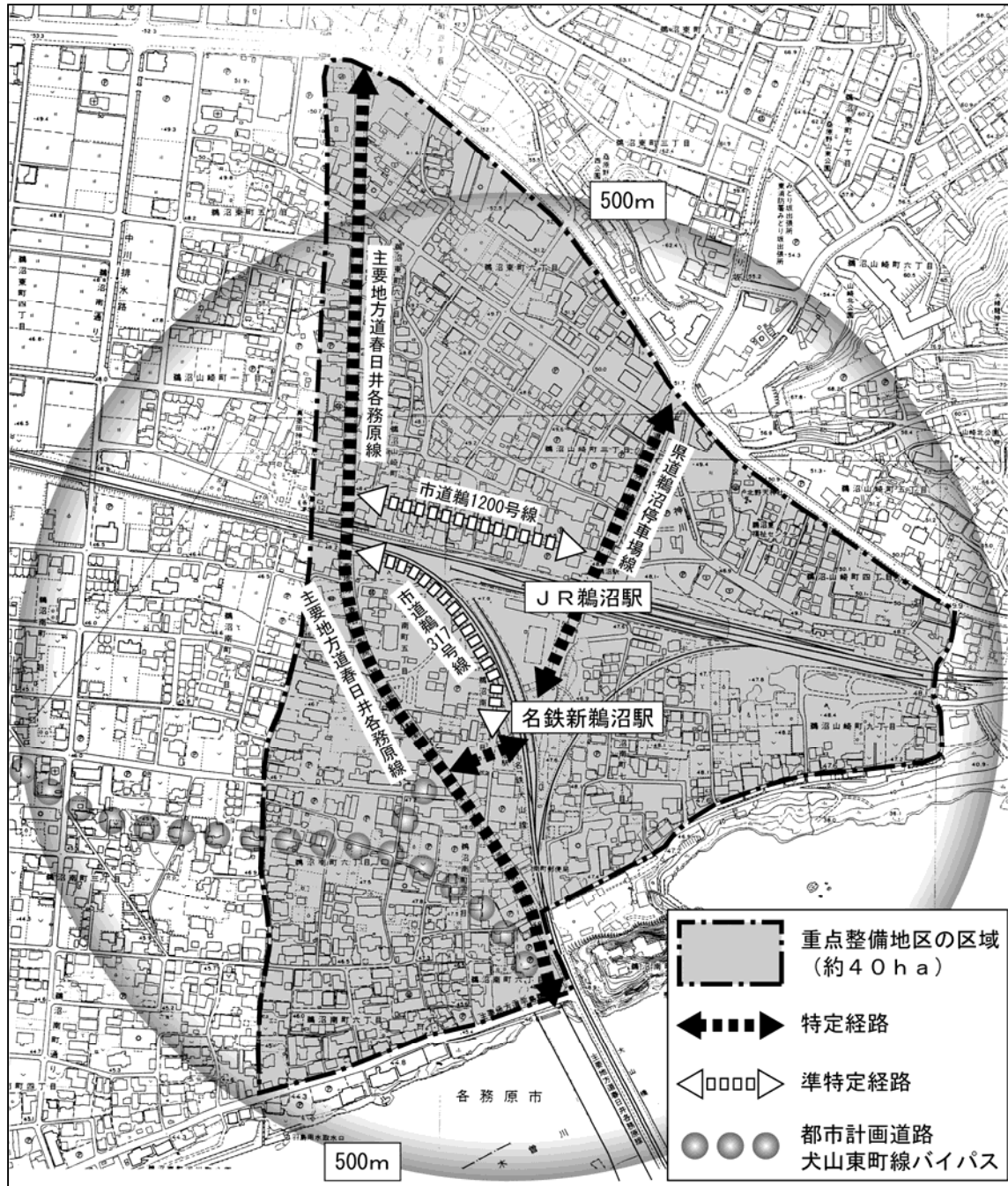


#### 4. 新鵜沼駅周辺地区のバリアフリーの取り組み状況

各務原市では、平成14年度に「新鵜沼駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会等の連携のもと、鉄道駅と周辺の駅前広場や道路等の一体的なバリアフリー化を図りました。

##### 【 新鵜沼駅周辺地区交通バリアフリー基本構想 重点整備地区 】

<整備目標> 名鉄新鵜沼駅利用者の安全で快適な歩行空間の確保を図り、各務原市の東の玄関口としてふさわしいバリアフリーのまちづくりを行う。  
 <目標年次> 2010年（平成22年）



※旧交通バリアフリー法の用語

特定経路・・・「道路の移動円滑化基準」に基づく歩道の整備を図るべき主要な経路

準特定経路・・・バリアフリーネットワーク形成が求められる道路（市独自基準）



## 【 バリアフリー整備状況 】



※計画時期：前期：平成 14～17 年度 後期：平成 18～22 年度 将来：平成 23 年度以降を示す。

■名鉄 新鵜沼駅					
整備項目	計 画			進捗	整備状況
	前期	後期	将来		現 状
エレベーターの設置 (4 箇所)	●			完了	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">整備前</div>  <div style="margin-bottom: 10px;">整備後</div>  </div>
ホームへの転落対策 ・非常ボタン、ホーム下避難所の設置	●			完了	
地下連絡通路の改修 ・側溝への蓋・グレーチングの設置 ・手すりの設置 ・視覚障がい者誘導ブロックの設置	●			完了 (自由通路 の設置)	
JR 鵜沼駅への連絡通路の改修 ・舗装の改修 ・手すりの設置 ・視覚障がい者誘導ブロックの敷設	●			完了 (自由通路 の設置)	
改札口への電光案内板の設置 ・行先・出発時刻等の表示		●		完了	

■県道 鵜沼停車場線					
整備項目	計 画			進捗	整備状況
	前期	後期	将来		現 状
無電柱化 ・無電柱化による歩道幅員の確保	●			完了	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">整備前</div>  <div style="margin-bottom: 10px;">整備後</div>  </div>
歩道の改修 ・植栽及び車止めによる歩車分離 ・セミフラット化による段差・縦断勾配の解消	●			完了	
視覚障がい者誘導ブロックの敷設	●			完了	
既設信号機の視覚障がい者用信号機への改良	●			完了	
標識・道路標示の設置	●			完了	

■主要地方道 春日井各務原線（新鵜沼駅前通り）					
整備項目	計 画			整備状況	
	前期	後期	将来	進捗	現 状
歩道の改修 ・段差・横断勾配の解消 ・側溝の改修による歩道幅員の確保 ・ガードパイプ等の設置による歩車分離 ・視覚障がい者誘導ブロックの敷設	●	●		完了	整備前 
道路横断施設の充実・強化 （新鵜沼駅前）	●	●	●	完了 （交差点を 設置）	整備後 

■市道 鵜 1200 号線（JR 沿い道路）					
整備項目	計 画			整備状況	
	前期	後期	将来	進捗	現 状
道路の改修 ・歩車共存道路の整備（カラー舗装等） ・側溝の改修による歩行空間の確保		●		完了	整備前 
共架柱の設置検討		●		完了	整備後 

■市道 鵜 317 号線（名鉄沿い道路）					
整備項目	計 画			整備状況	
	前期	後期	将来	進捗	現 状
道路の改修 ・歩車共存道路の整備（カラー舗装等） ・側溝の改修による歩行空間の確保		●		完了	整備前 
看板移設の申し入れ	●			完了	整備後 

■ JR 鵜沼駅前広場					
整備項目	計 画			整備状況	
	前期	後期	将来	進捗	現 状
名鉄新鵜沼駅前との移動の円滑化	●	●	●	完了	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">整備前</div>  <div style="margin-bottom: 10px;">整備後</div>  </div>
駅前広場の整備 ・視覚障がい者誘導ブロックの敷設 ・低床バス対応バス乗降場の整備 ・送迎用及び身体障がい者専用停車帯の設置	●			完了	
自転車駐輪場の整備	●			完了	
無電柱化	●			完了	
横断舗装の設置（JR 鵜沼駅前）	●			完了	
標識・道路標示の設置	●			完了	
低床バスの導入 （各務原市ふれあいバス）		●		完了	



## 5. 用語の説明

### あ

- 移動等円滑化基準 . . . バリアフリー新法に基づき、移動の及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがある。
- オストメイト . . . 直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、腹部に人工的に排泄のための孔を造設した人のことをいう。オストメイトは、パウチと呼ばれる排泄用の袋状の装具を装着しているため、パウチを洗浄する水洗器具等が必要となる。

### か

- ガイドライン . . . 移動等円滑化基準を補完するもので、望ましい整備に関する事項や具体的な整備方法などが示されている。現在、旅客施設・車両、建築物、公園、道路についての各種ガイドラインが発行されている。
- 岐阜県福祉のまちづくり条例 . . . 福祉のまちづくりを推進するため、県、市町村等の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定め、これに基づく施策を総合的に推進することを目的とする条例。
- グレーチング . . . 鋳鉄（ちゅうてつ）や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者等の転落を防止するために側溝の上に設置するもの。
- 交通バリアフリー法 . . . 高齢者や身体障がい者等、身体機能面で日常生活や社会生活に影響を受ける人の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的として、平成 12 年 5 月に制定された法律の通称。正式には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」という。
- 勾配 . . . 傾きのことをいい、道路の勾配の表示には一般的に「%」表示が用いられる。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離 1m にたいして 5 cm の高低差が生じている場合、勾配は 5% となる。
- 高齢化率 . . . 総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合のことをいう。
- 心のバリアフリー . . . 心のバリア（障壁）とは、高齢者や障がい者等が持つ問題を知ろうとしないことや理解しないことを意味する。この心のバリアを無くすことを「心のバリアフリー」といい、特にバリアフリー法では、高齢者や障がい者等への理解を深めることにより、駐輪等の自身の行為で高齢者、障がい者等の移動を妨げることがないように注意することや、段差を上げず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなどを「心のバリアフリー」とし、国民の責務としている。

### さ

- 視覚障がい者誘導用ブロック . . . 視覚に障がいがある人が杖や足の裏の触感覚でその存在やおおまかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれる。注意喚起のための点状ブロックと、行き先を誘導するための線状ブロックがある。
- 施設設置管理者等 . . . 施設設置管理者とは、公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等の施設のバリアフリー化を行う事業者をいう。また、施設設置管理者等の「等」は公安委員会を含んで呼ぶときに使用する。

- 重点整備地区
  - ・・・ 生活関連施設の所在地を含み、かつ生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路についての移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を、重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、概ね 400 ヘクタール未満の地区とする。
- スパイラルアップ
  - ・・・ 移動等円滑化を図る上で、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障がい者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展をいう。
- 生活関連施設、生活関連経路
  - ・・・ 生活関連施設とは、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路等のこと。
- セミフラット
  - ・・・ 従来、主に用いられてきたマウントアップ構造で発生しやすかった車両乗入部でのすりつけ勾配の緩和を図るため、歩道の高さを車道に対して 5 cm程度とした道路形式のこと。

## た

- タウンウォッチング
  - ・・・ まちを実際に歩き、良いところや問題点を発見し、まちづくりのアイデアを見つけ出ししていくこと。
- 多目的トイレ
  - ・・・ 車いすの利用者だけでなく、オストメイト（人工肛門や人工膀胱の保持者）、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等、あらゆる人を対象として円滑な利用に配慮したトイレのこと。
- 段鼻
  - ・・・ 階段等の段の先端のこと。また、階段の段鼻部は、移動等円滑化基準により明度差（明暗の差）等を設けるよう示されている。
- 低床バス
  - ・・・ 通常のバスより床面が低いバスのこと。地面から床面までが 55 cm程度で乗降ステップが 1 段のワンステップバスと 25 cm～30 cm程度で乗降ステップのないノンステップバスがある。
- 特定事業計画
  - ・・・ 施設設置管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業について具体的な事業内容やスケジュール等を定める計画のこと。バリアフリー法においてバリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されている。
- 特定旅客施設
  - ・・・ 主に 1 日の利用者数が 5,000 人以上の旅客施設をいう。特定旅客施設も生活関連施設に含めることができる。
- 特定建築物、特別特定建築物
  - ・・・ 特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院または診療所、集会場等がある。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、障がい者等が利用するもので、盲学校・聾学校又は養護学校、病院又は診療所、集会所などがある。
- 徒歩圏
  - ・・・ 国が実施するパーソントリップ調査（人の動きを調べ、交通機関の実施を把握する調査）においては、徒歩圏は概ね 0.5～1 kmとされている。

## は

- ハートビル法                    . . . 誰もが利用しやすい建物をつくることを目的として、多数の人が利用する建物について施設整備基準等を定めた法律の通称。正式には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」という名称である。
- バリアフリー                    . . . 高齢者や障がい者、妊産婦、けが人等、身体的制約から移動に支障をきたす人の行動の妨げとなる障壁(バリア)を除去すること。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含む
- バリアフリー法                 . . . 「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月に施行され、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、基本方針並びに、旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を促進するための措置等を定めたもの。

## ま

- 耳マーク                         . . . 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークである。聴覚障がい者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益を蒙ったり、社会生活上で不安が少なくない。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要がある。

## や

- ユニバーサルデザイン         . . . 年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方をいう。

## ら

- 路外駐車場                     . . . 駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車面積 500 m<sup>2</sup>以上、料金を徴収するものをいう。